

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	妊娠の届出等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、妊娠の届出及び妊婦健康診査に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

平成28年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法における妊娠の届出に関する事務
②事務の概要	札幌市では、母子保健法(昭和40年法律第141号。)により、妊娠の届出に関する事務及び妊婦に対する健康診査受診費用の一部助成を行っている。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の49項により個人番号を利用することができるのは、妊娠の届出及び健康診査に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。  については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱うこととする。 1 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理に関する事務 2 母子保健法第13条の健康診査に関する事務のうち、札幌市妊婦一般健康診査受診票の交付に関する事務
③システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊娠届出書管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56-2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 保健福祉局 保健所 健康企画課
②所属長	母子保健担当課長 山中 洋子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階 保健福祉局保健所健康企画課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年1月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年1月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

